第四項までの規定による異動期間の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任並びに同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定による勤務延長」に改め、同条第七号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第百四十条の三及び第百七十四条の四十九の二十二中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第二条　教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改め、「同じ。）」の下に「又は同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日」を加え、同条第四号中「第二十八条の三」を「第二十八条の七第一項又は第二項」に改め、同条第五号を削る。

第八条第三項中「及び第三項の規定」を「の規定」に、「これら」を「同項」に改め、同項の表学長の項中「第三項並びに」を削り、同表教授会の項中「、第五条の二第一項及び第八条第三項」を「及び第五条の二第一項」に改める。

（公職選挙法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

一　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第九十条第二項

二　農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）第四条

三　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第九条第一項

四　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第六項

五　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）第三条第一項

六　職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）第一条第二項

七　地方公務員等災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）第一条第一項第一号

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第二号中「以下この号及び第四項」を「第四項」に改め、「（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続く在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）」を削り、同項第四号中「対象となる」の下に「地方自治法第二百四条第二項に規定する」を加え、「（当該職員である組合員が当該引き続く在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続く在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）」を削り、同条第五項中「同号及び同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は」を削り、「日数は」を「日数又は同項第四号に規定する引き続く在職期間に係る組合員期間の月数は」に改める。

第二十七条第一項第二号	法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（第四項において「懲戒処分」という。）によつて退職した	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第五条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は」を削り、同条第五号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第六条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。附則第二項において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法附則第二十八条の四第二項の項の次に次のように加える。

改正前地共済法附則第二十八条の七第一項	係る地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（以下この項において「旧地方公務員法」という。）の	、地方公務員法	、旧地方公務員法
		（地方公務員法及び地方公務員法	（旧地方公務員法及び旧地方公務員法
		退職共済年金	旧職域加算退職給付

第七条第一項の表改正前地共済法附則第二十八条の七第一項、第二項及び第六項第二号の項中「附則第二十八条の七第一項、第二項」を「附則第二十八条の七第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

改正前地共済法附則第二十八条の十一	公布の日」と、「地方公務員法	公布の日」と、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の地方公務員法（以下この項において「旧地方公務員法」という。）
	国家公務員法第八十一条の二第一項に	国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（以下この項において「旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第一項に